

株主優遇定期預金規定

1.[預入資格]

株主優遇定期預金(以下「この預金」といいます。)は、当行株式を100株以上保有する株主様ご本人に限り、お取扱いたします。

2.[取扱店舗]

この預金は、当行のさいたま支店を除く全店でお取扱いたします。ただし、株主1名につき1店舗の取扱とします。

3.[お預入れ限度額]

この預金は、10万円以上の金額で、1,000万円を限度とします。

4.[お預入れ預金種類および預金名義]

(1)この預金は、期間1年の自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期預金)とします。

(2)この預金の名義は、株主様名義に限ります。

5.[適用金利]

この預金の利率は、取扱期間内における当行所定の利率とします。

6.[預金の支払期日]

この預金は、通帳・証書記載の満期日以後に支払います。

7.[自動継続]

(1)この預金のうち自動継続扱いについては、通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

(3)継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

8.[利息]

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(「約定日数」)および通帳・証書記載の利率(「約定利率」)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2)当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(「期限前解約利息」)は、預入日から

解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

《2024年7月1日以降に預入された定期預金》

A.6ヵ月未満.....約定利率×5%

B.6ヵ月以上1年未満...約定利率×50%

《2024年6月30日以前に預入された定期預金》

A.6ヵ月未満.....解約日における普通預金の利率

B.6ヵ月以上1年未満...約定利率×50%

以上

株式会社 大東銀行(2024/07/01)